

保護者様

川崎市立下沼部小学校

校長 菅原 隆宏

地震発生時における臨時休業、児童の安全確保について

日頃から本校の教育活動について、御理解と御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

さて、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受けて、川崎市立学校における地震発生時の臨時休業と児童の下校措置については、次の通りとなっています。

本校では、こうした災害発生時に限らず、児童の安全確保を最優先に教育活動に取り組んで参りますので、今後とも御理解と御協力をお願い申し上げます。

臨時休業について

- 川崎市内のいずれかの地域に、震度5強以上の地震が発生した場合は、発生した日の翌日を臨時休業とします。
- ただし、発生した時刻が始業時刻前であった場合は、発生した当日についても臨時休業とします。(登校時間帯に重なり、登校してしまったお子さんについては学校でお預かりします。その後、引き渡します。)
- 発生した日が休日、休前日(たとえば金曜日)の場合は、休日明けの平日を臨時休業とします。なお、休日明けの平日が課業日でないとき(夏季休業中や振替休日など)は、児童の学校での活動をすべて中止とします。
- 施設設備や地域における被災状況を踏まえて、児童の安全確保を図るために、引き続き臨時休業や登校時刻の変更などの措置が必要な場合は、校長が適切な措置を講じます。

登校について

- 震度5弱以下の地震が発生した場合の登校については、通常の登校になりますが、震災の状況によって登校に危険があり、自宅待機させたい等の判断を保護者の方がされた場合は、自宅で学習するということで遅刻及び欠席扱いにはしませんが、必ず学校への連絡をお願いします。

下校について

- 児童が学校にいるときに、川崎市内のいずれかの地域に、震度5強以上の地震が発生した場合は、児童を学校に留め、保護者に直接引き渡すことを原則とします。
- 児童の安全確保を最優先といたします。児童の引き渡しに伴う「児童引き取りカード」にお名前のない方には、児童の引き渡しはできませんのでご注意下さい。